



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*41 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 2

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

ア 地方団体に対する寄附金税制について、平成 28 年度以後の各年度分の個人の県民税から控除する特例控除額の上限を、県民税の所得割の額の 100 分の 20 に相当する金額に引き上げました。(第 24 条の 2 関係)

イ 地方団体に対する寄附金税制について、申告特例通知書の送付があった場合においては、地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を、個人の県民税から税額控除することとしました。(附則第 6 項の 12～附則第 6 項の 14 関係)

ウ 個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除について、対象となる家屋の居住年の期限を平成 31 年まで延長しました。(附則第 6 項の 6 及び附則第 6 項の 8 の 2 関係)

(2) 事業税

資本金の額又は出資金の額 1 億円超の普通法人の平成 27 年度に開始する事業年度の事業税の税率について、法人実効税率の引下げに伴う改正を行いました。(第 39 条及び附則第 23 項関係)

(3) 不動産取得税

住宅又は土地の取得に係る税率の特例措置及び宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長しました。(附則第 10 項の 3 及び附則第 10 項の 8 関係)

(4) 自動車取得税

ア 環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、軽減対象及び軽減内容を見直し、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長しました。(附則第 15 項の 2～附則第 16 項関係)

イ 環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるもの以外の自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、軽減対象及び軽減内容を見直し、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長しました。(附則第 17 項～附則第 17 項の 5 関係)

ウ 一定のバリアフリー性能を有する路線バス等で初めて新規登録等を受けるものを取得した場合における課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長しました。(附則第 17 項の 6 及び附則第 17 項の 7 関係)

エ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものを取得した場合における課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長しました。(附則第 17 項の 8 関係)

オ 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備える一定のトラック等で初めて新規登録等を受けるものを平成 29 年 3 月 31 日までに取得した場合における課税標準の特例措置を講じました。(附則第 17 項の 9～附則第 17 項の 11 関係)

(5) 軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象となる用途を見直し、適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長しました。(附則第 19 項関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 41 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和 25 年和歌山県条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 第 3 項中「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第 24 条の 2 第 2 項中「100 分の 10」を「100 分の 20」に改め、同項第 2 号中「課税山林所得金額(以下この項)」を「課税山林所得金額(次号)」に、「同条第 2 項」を「同項」に、「課税退職所得金額(以下この項)」を「課税退職所得金額(同号)」に改める。

第 32 条第 1 項の表中「法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令で定めるところにより算定した金額をいう。)」を「法第 23 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法第 52 条第 4 項から第 6 項までの規定の適用がある場合における第 1 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第 39 条第 1 項中「除く」の次に「。第 3 項において同じ」を加え、同項第 1 号ア中「100 分の 0.48」を「100 分の 0.72」に改め、同号イ中「100 分の 0.2」を「100 分の 0.3」に改め、同号ウの表中「100 分の 3.8」を「100 分の 3.1」に、「100 分の 5.5」を「100 分の 4.6」に、「100 分の 7.2」を「100 分の 6」に改め、同条第 3 項第 1 号ア中「100 分の 0.48」を「100 分の 0.72」に改め、同号イ中「100 分の 0.2」を「100 分の 0.3」に改め、同号ウ中「100 分の 7.2」を「100 分の 6」に改める。

第 42 条の 15 第 7 項第 2 号ア中「第 37 条の 18 第 3 項(第 2 号を除く。)」を「第 37 条の 18 第 3 項第 2 号」に改める。

第42条の24第1項中「第39条の2の3第1項各号」を「第39条の2の4第1項各号」に改める。

第42条の26中「又は第2項第1号」を「若しくは第2項第1号」に改める。

附則第6項の6中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第6項の8の2中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第6項の11の次に次の3項を加える。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る申告特例控除額）

6の12 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第24条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

6の13 前項の申告特例控除額は、第24条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第23条第2項に規定する課税総所得金額から第24条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

6の14 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前2項の規定の適用については、前項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

附則第10項の3及び第10項の8中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第15項の2中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項に規定する新規登録」に、「第59条の規定による検査（）」を「第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）」に、「及び附則第17項から第17項の7まで」を「から附則第17項の11まで」に、「附則第17項の4から第17項の7まで」を「附則第17項の6から第17項の11まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「。次項及び附則第17項」を「。次項から附則第17項の5まで」に改め、同号ア中「又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項、次項、附則第17項及び附則第17項の7において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ア)中「。次項

及び附則第17項」を「及び次項から附則第17項の5まで」に改め、同号ア(ウ)中「附則第17項までにおいて「エネルギー消費効率」を「附則第17項の5までにおいて「エネルギー消費効率」に、「附則第16項」を「以下この号及び附則第17項」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「もの（以下この項から附則第17項まで）」を「もの（次項及び附則第17項）」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から附則第17項の5まで、附則第17項の9及び附則第17項の11において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から附則第17項までにおいて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15項の2第2号中「。次項及び附則第17項」を「。次項、附則第15項の4及び附則第17項から第17項の4まで」に改め、同号ア(ア)中「この号、次項」を「この項から附則第15項の4まで」に改め、同号ア(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウ(ア)中「この号、次項」を「この項から附則第15項の4まで」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改める。

附則第15項の3中「附則第17項の4から第17項の7」を「附則第17項の6から第17項の11」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第15項の3第2号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウ(ウ)中「平成27年度基

準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同項の次に次の1項を加える。

15の4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第17項の6から第17項の11までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する

もので施行規則で定めるもの

(7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(4) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(7) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第16項を次のように改める。

16 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第17項の6から第17項の11までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第17項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第3号中「附則第17項の3」を「附則第17項の4」に改め、同項第4号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に」を「平成32年度基準エネルギー消費効率に」に改め、「（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものにあつては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値）」を削り、同号イ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則

で定めるもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (5) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

附則第17項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から附則第17項の5までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から附則第17項の5までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (5) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (5) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

附則第17項の2中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「30万円」を「35万円」に改め、同項第1号中「（附則第16項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (5) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(5) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第17項の3中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「15万円」を「25万円」に改め、同項第1号中「(附則第16項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(5) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(5) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

附則第17項の8を附則第17項の12とし、附則第17項の7中「次に掲げる自動車」の次に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「車両安定性制御装置」という。)並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)を備えるもの」を加え、「平成27年3月31日(第1号)」を「平成29年3月31日(第4号)」に改め、「自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号に掲げる」を削り、「平成26年10月31日」を「平成28年10月31日」に、「350万円」を「525万円」に改め、同項第1号中「超える」を「超え12トン以下の」に、「であって」を「(附則第17項の11において「バス等」という。)であって」に、「平成25年1月27日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置に」を「車両安定性制御装置に」に、「(次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。)で施行規則で定めるものに」を「で施行規則で定めるもの(以下この項及び附則第17項の11において「車両安定性制御装置に係る保安基準」と

いう。)及び同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項及び附則第17項の11において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも」に改め、同項第2号中「8トンを超える」を「3.5トンを超え8トン以下の」に改め、「除く」の次に「。以下この項及び附則第17項の11において同じ」を加え、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で施行規則で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第3号中「13トンを超える」を「8トンを超え20トン以下の」に改め、「(施行規則で定めるけん引自動車に限る。)」を削り、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で施行規則で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第17項の7を附則第17項の9とし、附則第17項の6中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項を附則第17項の8とし、附則第17項の5中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「附則第17項の5」を「附則第17項の7」に改め、同項を附則第17項の7とし、附則第17項の4中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の次に「(平成18年法律第91号)」を加え、「附則第17項の6」を「附則第17項の8」に改め、同項第2号中「附則第17項の6」を「附則第17項の8」に改め、同項を附則第17項の6とし、附則第17項の3の次に次の2項を加える。

17の4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

- (1) 附則第15項の4第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15項の4第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

17の5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第16項に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

附則第17項の9の次に次の2項を加える。

17の10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

17の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平

成28年 2 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第19項中「平成24年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改める。

附則第23項中「平成26年10月 1 日」を「平成27年 4 月 1 日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第6項の12から第6項の14までの規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

- 4 新条例第32条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 5 新条例第39条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。